

会 議 録

会議の名称	平成28年度 第2回本庄市都市計画審議会
開催日時	平成28年10月21日(金) 午前 10時00分から 午前 11時50分まで
開催場所	本庄市役所職員厚生室
出席者	吉田市長
	(委員) 田中 護委員、倉本 優委員、神山 長平委員、横尾 巧委員 小暮 ちえ子委員、粂田 平一郎委員、岩崎 信裕委員 小林 猛委員、鹿角 豊委員(代理 川邊調査課長)、向田 稔委員 伊藤 智枝子委員、永井 重男委員、山口 幹幸委員
	(事務局) 荒井都市整備部次長、葺塚都市計画課長、武正課長補佐兼計画街路係長、 新井主査、岩崎主査、武政専門員
欠席者	田端 講一委員、明堂 純子委員
議題 (次第)	次第1 開会 次第2 市長挨拶 次第3 会長挨拶 次第4 委員紹介 次第5 議事 次第6 その他 次第7 閉会
配付資料	・次第 ・座席表 ・委員名簿 ・議案概要一覧表 ・議案書 議案第1号から議案第5号 ・参考資料 (議案第1号、2号関連) 都市計画区域の整備、開発及び保全の見直しについて (議案第5号関連) 本庄市開発許可等の基準に関する条例(抜粋)
その他特記事項	
主管課	都市整備部 都市計画課

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
事務局（課長）	<p>はじめに、都市計画審議会に対し諮問をさせていただき案件についてご説明させていただきます。都市計画審議会に諮問し、ご審議いただきます案件は5件ございます。</p> <p>議案第1号「本庄都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」</p> <p>議案第2号「児玉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」</p> <p>議案第3号「本庄都市計画 区域区分の変更について」</p> <p>以上の3議案につきましては埼玉県が決定する都市計画の変更でございます、区域区分の定期見直しに係る案件でございます。埼玉県から本庄市に意見照会がされていることからお諮りするものでございます。</p> <p>議案第4号「本庄都市計画 用途地域の変更について」は本庄市が決定する都市計画の変更でございます。</p> <p>議案第5号「都市計画法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域の変更について」は、本庄市が決定する本庄市開発許可等の基準に関する条例で規定する土地の区域の変更でございます。</p> <p>それでは、吉田市長から田中会長に諮問書の提出をさせていただきます。</p>
吉田市長	<p>（市長が諮問書を読み上げ会長に諮問書を渡す）</p> <p>本庄市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項について諮問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について 2 児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について 3 本庄都市計画区域区分の変更について 4 本庄都市計画用途地域の変更について 5 都市計画法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域の変更について <p>以上5議案について諮問いたします。</p>
事務局（課長）	<p>それでは、吉田市長からご挨拶を申し上げます。</p>
吉田市長	<p>本日は、本年度、第2回目の都市計画審議会に委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>この度、逝去された本庄商工会議所の真下会頭の後任として横尾委員にご就任いただきました。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>本日の諮問は、埼玉県の区域区分の定期見直しに関連する案件であります。本庄都市計画、児玉都市計画の整備、開発及び保全の方針の変更についてご審議いただくほか、本庄都市計画の区域区分の変更においては、金鑽通り線東側の西富田の一部地区を軽微な変更として市街化区域に編入し、これ</p>

	<p>にあわせて用途地域を変更することについてもご審議いただきます。</p> <p>人口減少、超高齢化といった深刻化が予想される課題に対応するため、立地適正化計画などの新たな都市計画制度も創設されております。都市計画の活用により、本市のポテンシャルを生かし、サステイナブル、持続可能な自治体であり続けるためのまちづくりを進めて参りたいと考えています。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局（課長）	つづきまして、会長からごあいさつを頂きたいと思えます。
田中会長	ただいま市長から5つの議案につきまして諮問をいただきました。第1号及び第2号議案では、人口減少、超高齢化といった時代の潮流を踏まえて、よりコンパクトで機能的なまちづくりへと見直しを行なおうとするものでございます。第3号議案以下は、西富田の一部地区の市街化区域編入とそれに伴う所要の変更です。慎重なご審議の上、適切な答申ができますよう委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。
事務局（課長）	<p>誠に申し訳ございませんが、市長は所要によりここで退席させていただきます。</p> <p>（市長退席）</p> <p>市長から会長へ諮問書が渡されましたので、今後の議事進行につきましては会長にお願いしたいと思います。</p>
山口委員	委員会の前に、手続きについて事務局に確認をさせていただきます。埼玉県ノ区域マスの変更は、大変重要な内容だと思っています。最終的には埼玉県知事が県の都市計画審議会の審議を経て決定するものですが、その際には、関係市町村の意見を求めることになっており、市長は市の都市計画審議会の意見を聞き、その結果をもとに知事に回答するというものですね。伺いたいのは、この場合、本審議会で出された意見がどのように取り扱われるかということです。
事務局（課長）	審議会の答申をいただいて、市としてどのように回答するかを調整をさせていただきますこととなります。
山口委員	審議会で発言するのはいいのですが、皆さんからせっかく良い意見が出されても、審議会の決議等のなかで消されてしまって県庁にまで届かないのでは、改善の機会が断たれてしまうことを危惧しています。審議会に出された意見が県庁に届くよう、会議録を合わせて送付するなどして欲しいのです。事務局ベースでも結構ですが、是非、取り扱いに留意いただきたい。
田中会長	審議会として、原案を修正すべきや原案に賛成というような答申とするだけでなく、会議の中でこうした意見が出ましたよと、県に伝える方法を事務局に検討してもらいたいということですか。
山口委員	はい、そのとおりです。
田中会長	<p>事務局にその点の検討は、お願いしたいと思います。</p> <p>それでは、これより平成28年度第2回本庄市都市計画審議会を開会いた</p>

	<p>します。まず、委員の変更がありますので、事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局（課長）	<p>本日お配りしました、委員名簿をご覧ください。本庄商工会議所様からのご推薦によりまして、ご逝去された真下恵司様の後任として、横尾 巧様に都市計画審議会委員をお願いすることとなりましたので、ご報告させていただきます。</p>
横尾委員	<p>ご逝去された真下委員の後任として委員に委嘱されました商工会議所の常議員をしております横尾でございます。本庄市の発展のために尽力していく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
田中会長	<p>それでは、議事に入ります前に、配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局（課長）	<p>（配布資料一覧表に基づき資料の確認）</p>
田中会長	<p>続きまして、本日の審議会が開会に必要な定数に足りているかを事務局から報告をお願いします。</p>
事務局（課長）	<p>本日、ご出席いただいております委員は15名中13名で、都市計画審議会条例で規定する2分の1以上の出席がありますので、定数に足りていることをご報告いたします。</p>
田中会長	<p>それでは、本日の議事に入ります。本日は5議案ございますが、埼玉県が決定する都市計画である区域区分の定期見直しに係る案件の議案第1号、議案第2号、議案第3号について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局（課長補佐）	<p>議案第1号、第2号の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と呼ばれる都市計画、及び議案第3号の「区域区分」と呼ばれる都市計画の概略をご説明させていただきます。</p> <p>「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」ですが、よく「区域マス」や「整開保」などと呼ばれております。本日は、「整開保」という呼び方で進めさせていただきます。</p> <p>埼玉県では、区域区分制度の適切な運用を図るため、概ね5年ごとに実施している基礎調査の結果や社会経済情勢の変化を踏まえ、整開保及び区域区分の定期的な見直しを行っており、現在は第7回目の定期見直しが進められているところでございます。</p> <p>議案資料をご覧ください。少子高齢化の進展、本格的な人口減少社会の到来といった社会情勢の変化を踏まえ、国からは、まち・ひと・しごとの創生において「コンパクト＋ネットワークの形成」、「雇用と豊かな生活環境の創出」という2つの基本戦略が示されました。都市再生特別措置法等の改正も行われ、居住誘導や都市機能誘導、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして、市町村が立地適正化計画を作成できるようになりました。</p> <p>また、平成26年に広島県で発生した土砂災害等を契機として、土砂災害</p>

	<p>の恐れのある土地の区域の考え方についての都市計画運用指針が改正されております。</p> <p>こうした状況を踏まえまして、埼玉県で作成した整開保では、一極集中ではなく、都市機能を集積する拠点を公共交通ネットワークで連携させる、コンパクトなまちづくりの方向性が明確化されているところであります。</p> <p>それでは議案第1号「本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」ご説明いたします。</p> <p>(議案第1号の新旧対照に基づき変更点を説明)</p> <p>続きまして、議案第2号「児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」ご説明します。</p> <p>児玉都市計画区域は区域区分を定めない都市計画区域のため、本庄都市計画の整開保と若干記載内容が異なっておりますが、大きな構成は同じでございます。また見直しの基本的な考え方も本庄都市計画の整開保と同様となっております。</p> <p>児玉都市計画区域は、本庄市の旧児玉町の一部区域のほか、美里町の全域、神川町の一部、上里町全域より構成されております。</p> <p>(議案第2号の新旧対照に基づき変更点を説明)</p> <p>続きまして、議案第3号「本庄都市計画区域区分の変更について」ご説明します。</p> <p>平成37年度を目標年次としたフレームの変更と金鑽通り線東側の西富田の一部を市街化区域へ編入するものでございます。</p> <p>この編入によりまして、市街化区域面積が約1,156haから約1,157ha、市街化調整区域面積が約2,516haから約2,515haへ変更となります。</p> <p>(第3号議案書に基づき変更点を説明)</p> <p>議案第1号、第2号、第3号については、埼玉県が定める都市計画となっており、都市計画法の規定に基づきまして本市へ意見照会がされております。つきましては、意見を回答するにあたり、当審議会に諮問し、答申をいただいた上で本市の意見を決定し県へ回答するものでございます。</p> <p>以上で、議案第1号、第2号、第3号についての説明を終わらせていただきます。</p>
田中会長	<p>ただ今説明を受けましたが、質疑ならびにご意見を頂きたいと思えます。質疑、ご意見はございませんか。</p>
山口委員	<p>1号から3号議案まで共通する問題です。市町村は、県の区域マスに基づき、きめ細かな市の都市計画マスタープランをまとめることとなります。このため、それを実現する市の各事業は、当然、その方向性が区域マスに沿っていることが必要です。都道府県の区域マスは、こうした点で非常に大きな意味を持っていると考えます。</p>

	<p>そこで、本件の入り口の問題となりますが、本庄市の区域マスが本庄都市計画と児玉都市計画でなぜ2本立てなのか、本庄市の都市計画マスタープランが児玉を含めた計画で作成されているのに、埼玉県で区域マスで本庄市が本庄と児玉の2つの区域マスに分かれていることに、非常に問題があると感じます。現行の本庄都市計画と児玉都市計画に分かれているものを一本化するか、あるいは、本庄市のエリアの中だけで区域マスを作るかのどちらかの改善を図るべきと考えます。</p> <p>歴史的な経過から、合併前のものがそのまま残っているのだと思います。都市計画運用指針にも、合併後はできるだけまとめて区域マスを作ることが望ましいと書いてあります。本庄市の都市計画は、児玉を含めひとつの計画として描くわけですから、埼玉県の区域マスもそのようにひとつに束ねて整理していただくことが必要と考えます。</p> <p>もう1つは、将来人口等のフレームが示されていますが、これらに基づく県北、本庄のゾーニング、位置づけが不明確でよくわからない。メリハリもない。将来展望が描かれていないと感じます。</p> <p>平成5年に本庄地方拠点都市地域としてきたわけですが。この構想は、区画整理事業で早稲田の杜を整備するだけが目的ではなく、そこに都市機能を充実し、県北の拠点を創るという考えで進めてきたのであれば、その動きをにらんだ計画数値、例えば、会社がどのくらい立地し、就業者が増え、生産額がどれくらい上がるかなどが、県の区域マスから読み取れないのです。また、拠点の形成に伴う深谷や熊谷など県北地域に及ぼす効果も生じ、その状況が織り込まれていないように感じます。つまり、拠点の考え方がこの県の区域マスには、全く反映されていないように感じます。区域マスでの中心拠点の考え方についてですが、商業業務施設を拠点に誘致するとされています。変更前にあった事務所機能を誘致するという考え方が消えてしまっています。県の区域マスでは、本庄の拠点を創るという考え方が薄れてしまっている。言わば、拠点形成の本質論がおざなりになっている点、そこが大きな問題だと感じます。</p>
<p>田中会長</p>	<p>ただいまの意見に対し、ご意見等ありますでしょうか。</p>
<p>事務局（次長）</p>	<p>事務局から、ご説明させていただきます。</p> <p>1点目は、都市計画区域の設定そのものについての議論になってくると思いますが、都市計画区域は、市町村の行政区域にとらわれるものではないこととなります。これまでの歴史的経緯がございまして、旧本庄市は、首都圏整備法に基づく都市開発区域として、区域区分を選んで線引きをしている都市構造になっています。一方旧児玉町のほうは、線引きをせずに用途地域を定める方式を取ってきた経緯があり、合併後直ちに都市計画区域を統合して、線引きをやめるか、若しくは児玉地域に線引きをするかを選択する方法もありましたが、それぞれの地域の地域性を考慮して、現在まで都市計画区</p>

	域そのものは変えずにきています。
山口委員	<p>今の説明だと、現況の土地利用が違うのだから都市計画上は別物ということですが、都市計画という観点からは、合併した現状の本庄市のマスタープランでは、本庄地域と児玉地域の両方を取り上げて、将来こんなまちをつくりましょうというものになっているわけです。したがって、それを基にしたインフラや交通機関、あるいは諸々の都市機能が、どうあるべきかを県の都市計画でも同じ視点で見てもらわなければならない。本庄市の中に県の2つの都市計画が存在することは、県レベルでは、この地域の一体的な将来像が描けていないのではと考えます。</p> <p>今回変更すべきとまでは言いませんが、5年後にまた見直しをするのでしようから、本庄市の都市計画審議会では、こうした話をしていましたと県に伝えて、それをきっかけに市と県の職員の間で大いに議論し、話し合っていたいただきたいと思います。</p>
事務局（次長）	ただいまの都市計画区域の再編についてのご意見は、今後、埼玉県と調整をする中での参考とさせていただきたいと存じます。
田中会長	非常に重要な意見をいただきましたが、この意見を県に伝えることについて、先ほどもありましたように会議録を送付することを、事務局はどのように考えますか。
事務局（課長）	<p>それについては、検討させていただきます。</p> <p>ただいまの山口委員のご指摘はごもっともで、合併以降、本庄市はひとつの都市計画に統合する議論を積み重ねてまいりました。そうした中で、児玉都市計画については、本庄市だけでなく美里町、神川町、上里町の事情等もございまして、現在の都市計画となっています。</p>
山口委員	都市計画は、将来どうあるべきかを描くことです。児玉だけで考えていると本庄早稲田の拠点創りが見えない、例えば、児玉と本庄間の主幹線である国道426号の重要性などが見えてこない。国道462号は、児玉と本庄と群馬県伊勢崎を結ぶ非常に重要な道路です。県のマスタープランは広域的視点で市全体を捉えるよう埼玉県に言っていたいただかないと、将来の発展性に鑑みて納得がいかない。埼玉県の県北の拠点として本庄市全体を見るよう、県に伝えていただきたい。
稗田委員	児玉郡市は、平成元年にエコープラン(児玉郡市21まちづくり基本構想)を作成し、計画期間が約20年で、その計画に基づいて児玉郡市にまたがる道路整備計画など広域的事業が実施されてきたと認識をしています。国道462号なども昭和の時代に計画されて道路整備が行なわれてきました。その他の広域的道路も広域的な連携を図りながら整備がなされてきたと思います。都市計画が分かれています、様々な計画を作成して広域的道路整備などの事業が進められており、都市計画が分かれていますから計画的なまちづくりができないとはならないと考えることもできるのではないのでしょうか。

山口委員	<p>問題は、これからの将来のまちづくりを考えるときに、今までと同じような区域設定で良いのかということです。コンパクトシティや人口減少により、市街地の中心部よりも周辺の人口が減ってくるなどの問題がでてくるでしょう。そうした事情から、近隣町との更なる合併が生じるかもしれません。</p> <p>今後の社会情勢からも、都道府県単位のマスタープランは、もっと広いエリアで全体を捉えなければならないと思います。</p>
小林委員	<p>議案3号について伺います。国道462号は整備されてから、かなりの年数がたっていますが、今回の道路線形に合わせる変更の手続きが、少し早く行なうことができなかつたのでしょうか。建築確認や開発行為などへの影響もあったと思います。そうした支障があったのかどうか。なぜ今の時期の変更となったのか、また準住居地域へと用途が変更になる境を道路端ではなく、道路の中心とした理由をご説明ください。</p>
事務局（課長補佐）	<p>西富田地区の区域区分の変更が今になった理由でございますが、都市計画の区域区分の見直しは定期的に行なわれており、今回7回目の見直しとなっています。今回の見直しにあたって、埼玉県が定める「市街化区域と市街化調整区域との区分に関する見直し要領」の改正が行なわれ、「区域区分のための土地の境界が地形、地物でないことにより、現地での確認が難しくこれを修正する場合」が認められたことにより、西富田のこの地区はこれに該当いたしますことから、今回変更させていただくものであります。</p> <p>用途地域の境界を道路の中心線からとした理由ですが、用途地域の区分は道路端という考え方もございます。この場合、改良工事等で道路が拡幅になると境界が変わることにもつながります。今回の用途地域界は、市街化区域の境にもなりますこと、また北側の境も中心線を境としていることから、境を合わせるため、道路の中心としております。</p>
小林委員	<p>建築確認や開発行為の手続きで、市街化区域と調整区域が入り混じっていたことによる支障はなかったのですか。道路法第24条の出入口の改良申請などもやりやすいということですか。それらについてもお聞かせください。</p>
事務局（課長補佐）	<p>今回の変更にあたりまして、市では地権者一人ひとりにご意見を伺いました。調整区域であったことにより、建てたいものが建てられないといった問題については、沿道サービス業として対応したことや、考えていた面積を変更せざるを得なかったなどのお話もありました。もう少し早く市街化区域になっていればよかったというご意見もいただきました。今回、変更することにつきましては、反対のご意見はいただいておりません。</p>
小林委員	<p>変更には異議はないでしょうが、国道462号の東側に調整区域があったことによる支障等があったのであれば、変更をもう少し早く行い、地権者の申請などがスムーズになるよう対応すべきであったと考えます。</p>
事務局（課長補佐）	<p>今回の見直しにかかる地権者の中では、開発等の申請の中で不都合があったという方はいらっしゃいませんでした。</p>

山口委員	<p>議案1号について伺います。国の本庄地方拠点地域の指定を受けて本庄早稲田の拠点整備が進められたわけですから、この拠点形成は、将来、埼玉県における県北地域の拠点として位置づけられていると考えますが、県のマスタープランの内容を見ると、もの足りなさを感じます。拠点整備法によって整備を進めているのですから、県北の要となるような内容となるよう、本庄市は県と調整をしていくべきと考えます。</p>
事務局（次長）	<p>本庄地方拠点地域の指定につきましては、本庄早稲田の地区だけでなく、児玉駅周辺や本庄駅北口地区につきましても拠点市街地の指定を受けております。埼玉県の整開保にもそれを踏まえて整備を行なっていく内容となっているところです。</p>
山口委員	<p>わかりました。関連して12ページの特定大規模建築物について伺います。商業地以外のところでは、特定大規模建築物の開発を抑制するということが、医療系の施設や大学の施設など、市の発展につながるような大規模建築物は、土地の値段を考えると、1等地よりも調整区域のほうが進出しやすいといったことが考えられます。例えば展示場など地代負担力を考慮すると、土地が安いところでないとならないと考えます。原則として市街地とするとか、例外も認められるように考えてもいいのではないのでしょうか。</p> <p>次に、交通体系について伺います。内容が当たり前のことしか記載されていないように感じます。コンパクトシティを目指すのであれば、公共交通の充実を図るのは当然です。しかし、現状ではバスなどの公共交通機関があまり利用されないわけで、むしろそこを掘り下げた課題整理を書かないと、区域マスの方針として十分といえないと考えます。また、単に歩行者の通行環境の充実を図るとありますが、歩行空間にもいろいろあります。本庄市には、多くの観光資源や自然環境といった財産、レガシーがありますが、具体的に、これらの何をどう活用し結びつきをもたせるのか、歩行空間のあり方が分かるように書いていただきたい。これは、県の区域マスだから仕方がないとしても、全くイメージがわいて来ない。市のマスタープランでは、区域マスのイメージのもとで、このように展開していきますというような整理をさせていただくことをお願いしたい。これは、県にお伝えいただければ、答えをいただかなくて結構です。</p>
稗田委員	<p>深谷市では、アウトレットモールの建設が花園インターの付近で進められています。本庄市もそういった大規模商業施設が進出をしたいといったときに、商業地に誘導するだけですと、どうしても遅れを取ってしまう可能性があります。山口委員のご意見にもありましたように、原則とするなど、逃げ道を作っておかないと、もし民間にそういった動きがあったときには、速やかに対応できなくなってしまうと考えます。</p>
事務局（次長）	<p>12ページの特定大規模建築物の立地に関する方針につきましては、市街</p>

	<p>化区域における配慮すべき土地利用の方針でございまして、市街化区域内では、商業地に誘導していきますという方針としています。ご意見をいただいた調整区域での特定大規模建築物の立地の方針につきましては、野放図に立地をさせるということではなく、13ページにございますように、立地を抑制することとしており、基本的には開発を抑制はいたしますが、一方で他の制度などで立地が可能になるものは、立地を図ることになっております。</p>
<p>向田委員</p>	<p>区域区分の境界について、先ほど道路の中心を境界にするという説明がございましたが、女堀川についても、河川の中心が境になっています。河川は、自然構造物であり、暫定改修のものが多く、中心線は動くことが多くなっています。また、中心の場合、右岸と左岸で値段が異なることになり、改修などを行なう上でやりにくいといった問題があります。今回ということではなく、今後の線引きを見直すときには、河川については、中心ではなく法尻を境界にさせていただきようお願いします。</p>
<p>田中会長</p>	<p>他に質疑等はございませんか。 (なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。1号から3号までの質疑等について終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし)</p> <p>異議ないものと認め、質疑等を終結いたします。それでは、これより採決に入ります。本審議会に諮問されました、議案第1号「本庄都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」は、原案に賛成することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第1号については、原案について賛成するとして答申することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第2号の採決に入ります。本審議会に諮問されました、議案第2号「児玉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」は、原案に賛成することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第2号については、原案について賛成するとして答申することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第3号の採決に入ります。本審議会に諮問されました、議案第3号「本庄都市計画区域区分の変更について」は、原案に賛成することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第3号については、原案について賛成するとして答申することに決定いたしました。</p>

	<p>続きまして議案第4号「本庄都市計画用途地域の変更について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（課長補佐）	<p>議案第4号「本庄都市計画用途地域の変更について」ご説明いたします。この変更は、議案第3号の区域区分の変更により、市街化区域編入となった場所につきまして、用途地域の指定をする必要が生じたことから変更を行なうものでございます。</p> <p>（議案書に基づき議案内容を説明）</p> <p>本議案は本庄市が定める都市計画となっており、都市計画法によりまして「都市計画審議会の議を経る」とこととされておりますことからお諮りするものでございます。2月7日に地元説明会を実施し、5月13日から27日までの間、原案の閲覧を行いました。6月7日に説明公聴会を開催しましたが、参加者はございませんでした。法第19条の県知事協議については7月12日に支障ない旨の回答をいただいております。その後8月30日から9月13日までの間法17条縦覧を実施しましたが、意見書の提出はございませんでした。</p> <p>議案第4号の説明は以上となります。</p>
田中会長	<p>それでは議案第4号に対する質疑ならびにご意見を頂きたいと思えます。質疑、ご意見はございませんか。</p>
山口委員	<p>議案第1号の区域マスとの関連ですが、9ページにあります沿道地の方針で、幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便の向上を図ることが記載されていますが、これとの整合性はどのようになっていますか。</p>
事務局（課長補佐）	<p>新たに設定する用途は、準住居地域でございます。住居系ではございますが、準住居地域は、住居系の中では、規制は緩和されるものとなります。幹線道路の沿道にふさわしい業務関係については、立地が可能になるものと考えております。</p>
田中会長	<p>よろしいですか。ここで質疑等について終結したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議ないものと認め、質疑等を終結いたします。それでは、これより採決に入ります。本審議会に諮問されました、議案第4号「本庄都市計画用途地域の変更について」は、原案に賛成することでご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議なしと認めます。よって「議案第4号」については、原案について賛成するとして答申することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第5号「都市計画法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域の変更について」事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局（課長補佐）</p>	<p>議案第5号「都市計画法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域の変更について」ご説明いたします。</p> <p>都市計画法第34条第11号区域は、原則建築行為が規制される市街化調整区域において、規制を緩和し一定の建築物について建築が認められる区域となっており、この区域については本庄市開発許可等の基準に関する条例により指定をしております。</p> <p>この議案は、先の議案第3号、区域区分の変更によりまして、市街化区域に編入される土地に係る11号区域を除外するものでございます。</p> <p>本議案は本庄市開発許可等の基準に関する条例第3条の指定した土地の区域の変更するときは、あらかじめ本庄市都市計画審議会の意見を聴かなければならないとする規定に基づきお諮りするものでございます。</p> <p>議案第5号の説明は以上となります。</p>
<p>田中会長</p>	<p>それでは議案第5号に対する質疑ならびにご意見を頂きたいと思えます。質疑、ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p> <p>質疑、ご意見もないようですので、ここで質疑等について終結したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>異議ないものと認め、質疑等を終結いたします。それでは、これより採決に入ります。本審議会に諮問されました、議案第5号「都市計画法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域の変更について」、原案に賛成することをご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第5号については、原案について賛成するとして答申することに決定いたしました。</p> <p>本審議会に対し諮問された議案についてはすべて終了いたしました。</p> <p>市長に対する答申は、「原案について賛成、意見の有無なし」という内容としますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
<p>山口委員</p>	<p>冒頭申し上げました、会議録を県のほうに送付していただく件について取り計らいをお願いいたします。</p>
<p>田中会長</p>	<p>埼玉県への回答書に合わせて会議録を送付する対応を事務局にお願いすることよろしいですか。</p>
<p>山口委員</p>	<p>結構です。</p>
<p>田中会長</p>	<p>それでは、今申し上げた方法を取っていただくこととして、答申については、「原案について賛成、意見の有無なし」とさせていただきます。</p> <p>それでは、議事が終わりましたので、私は議長の任を解かせていただきまして、事務局へ進行をお戻しいたします。ご協力ありがとうございました。</p>

様 式

事務局（課長）	<p>ありがとうございました。それでは「その他」ということで事務局よりお知らせいたします。</p> <p>次の都市計画審議会の予定ですが、2月頃を予定しております。立地適正化計画につきまして、庁内の検討委員会で策定に向けた検討を進めておりますが、その素案について都市計画審議会にお諮りをする予定でございます。これをもちまして、平成28年度第2回本庄市都市計画審議会を閉会いたします。</p>
---------	---